

**平成 29 年**  
**公認会計士論文式試験**  
**【解答速報】**  
**企業法**  
**第 1 問・第 2 問**

本解答は平成 29 年 9 月 4 日 10 時に学校法人大原学園が独自に作成したもので、予告なしに内容を変更する場合があります。また、本解答は学校法人大原学園が独自の見解で作成・提供しており、試験機関による本試験結果等について保証するものではありません。

本解答の著作権は学校法人大原学園に帰属します。無断転用・転載を禁じます。

## 第1問 答案用紙 (企業法)

<b>問題 1</b>	<p>平成29年6月20日において甲会社の株主名簿上のBの保有株式数は40株であるから、本問の請求は認められないようにも思われる(130条2項, 1項)。しかし、Bは同年2月1日に適法に名義書換請求を行ったにもかかわらず(133条2項・会社法施行規則22条2項1号)、甲会社は故意に名義書換を放置しており、これは名義書換の不当拒絶にあたる。そこで、株券発行会社における株主名簿の名義書換に確定的効力を認める130条2項の例外を認めるべきかが問題となる。</p> <p>名義書換の義務を不当に怠った会社が、130条2項を援用して、実質上の株主に不利益を押しつけるのは信義則(民1条2項)に反する。また、株主名簿は、会社と株主との間の法律関係を集团的・画一的に処理するために認められた会社の事務処理の便宜のための制度であり、会社側が株主名簿上の株主を絶対的に株主として扱わなければならない必要はない。それゆえ、会社が名義書換を不当に怠っている場合には、確定的効力の例外を認め、株式譲受人は、名義書換を経ていなくとも会社に対して株主権を行使できると考える。</p> <p>本問では、代表取締役Aは故意に名義書換請求を放置しているため甲会社は免責されず、Bの甲会社に対する配当金支払請求は認められる(453条, 105条1項1号)。</p>
<b>問題 2</b>	<p>甲会社による本件贈与は、120条1項が禁ずる利益の供与に該当するか。</p> <p>本問では、甲会社が自己の計算でBに200万円を贈与しており、「株式会社」が「何人に対しても」「財産上の利益の供与」をしてはならないという規定に違反している。もっとも、本件贈与は株式の譲渡に関してなされており、「株主の権利の行使に関し」といえるかが問題となる。</p> <p>この点、株式の譲渡は株主たる地位の移転であり、それ自体は「株主の権利の行使」とはいえないから、会社が、株式を譲渡する条件として株主に利益を供与しても、当然には120条1項が禁止する利益供与には当たらない。しかし、会社財産の浪費を防止するとともに、会社経営の健全性を確保するという本条項の趣旨に鑑みれば、会社から見て好ましくないと判断される株主が議決権等の株主の権利を行使することを回避する目的で、株主に財産を供与する行為は、「株主の権利の行使に関し」利益を供与する行為というべきである。</p> <p>本問の贈与は、Bを甲会社から排除するためであり、甲会社から見て好ましくないと判断されるBが議決権等を行使することを回避する目的でなされており、「株主の権利の行使に関し」なされたといえる。</p>

第2問 答案用紙  
(企業法)

<b>問題 1</b>	<p>Aらは、乙会社に対して、423条1項に基づいて会社法上の損害賠償責任を負うであろうか。423条1項の責任を負うためには、取締役が故意又は過失による任務懈怠があり、会社に損害が発生し、任務懈怠と損害との間に相当因果関係が認められる必要がある。</p> <p>公開会社かつ大会社としての監査役会設置会社は、取締役会において、当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備を義務付けられている(362条4項6号、5項)。当該法務省令で定める体制には、当該株式会社の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制や当該株式会社の子会社の損失の危険の管理に関する体制が含まれる(会社法施行規則100条1項5号イロ)。Aらから構成される乙会社の取締役会は、当該体制について定めることをせず、362条5項違反が認められる。また、Aらは各自で必要な対応をとることをしなかった点で監視義務違反も認められる。そして、それらの任務懈怠についての故意も認められる。</p> <p>また、乙会社には丙会社株式の評価損として損害が生じているが、この損害は、前述のAらの任務懈怠によって乙会社が丙会社の業務執行状況を把握することができず、これに乗じたDの取引により丙会社に損失が生じたことに基づくものであるから、Aらの任務懈怠と乙会社の損害との間に相当因果関係も認められる。以上より、Aらは、乙会社に対して、423条1項に基づいて連帯して会社法上の損害賠償責任を負う(430条)。</p>
<b>問題 2</b>	<p>本来丙会社の株主である乙会社が、Dの丙会社に対する責任を追及するため代表訴訟(847条)を提起すべきである。しかし、親子会社関係による馴れ合いから、乙会社による当該責任の追及は必ずしも期待できない。そこで、Eがこの責任を追及する方法として特定責任追及の訴えを提起することが考えられる。</p> <p>特定責任追及の訴えが認められるためには、①最終完全親会社等の株主が当該親会社等の発行済株式の100分の1以上を6箇月間保有し(847条の3第1項柱書)、②子会社取締役の責任が特定責任にあたり(同条4項)、③最終完全親会社等に損害が生じた必要がある(同条項2号)。</p> <p>①乙会社は丙会社の最終完全親会社等である(同条2項1号)。そして、Eは本件取引の2年前から引き続き乙会社の発行済株式の100分の3を保有している。また、②Dの責任発生日に乙会社の総資産において丙会社株式の帳簿価額が5分の1を超えており、特定責任も認定し得る。さらに、③本件取引により乙会社に5億円の損害が生じている。よって、Eは、丙会社に対して、特定責任追及の訴えの提起を請求することができ(847条の3第1項)、請求から60日以内に丙会社が提訴しない場合には、Eは自ら特定責任追及の訴えを提起できる(同条7項)。なお、Eは、裁判所の許可を得て、丙会社の会計帳簿等の閲覧の請求をなし得る(433条3項1項1号2号)。</p>